

財政計画概説

1 厚真町財政計画の概要

厚真町財政計画については、厚真町第4次総合計画と期間を同一とし、一般会計の平成28年度から令和7年度を計画期間とし、参考までにその後の推移と特殊要因を見込んだ令和12年度推計を記載しています。

また、比較基準年度は、期首年度の平成28年度とし、平成28年度から令和3年度までは決算に基づく数値を計上しています。

(1) 歳入推計

- ・ 地方税は、大規模償却資産の減価償却などで減少
- ・ 地方交付税は、過疎債・災害復旧債の償還に係る基準財政需要額（公債費）への算入により増額
- ・ 減債基金等の基金は、今後の財政需要に応じそれぞれ令和5年度以降も繰入（基金取り崩し）を見込む
- ・ 地方債は、令和5年度以降の復旧復興計画に基づく大型事業、令和7年度の勇払東部国営事業負担金をピークとして、過疎債を主に普通建設事業の財源として必要な額を計上
- ・ 国・道支出金などの特定財源は、歳出における決算見込額の一般財源との構成比により試算

(2) 歳出推計

- ・ 人件費は、平成28年度の職員数から20人の増員、会計年度職員制度の開始による賃金から職員給など人件費への計上替えなどで増額
- ・ 公債費は、過疎債、災害復旧債などの償還により令和2年度から増加を続け、令和11年度にピークを迎え、その後は漸減を見込む
- ・ 普通建設事業費は、今後予定される厚真町第4次総合計画後期計画、厚真町復旧・復興計画などの予定事業を計上

(3) 地方債残高

- ・ 地方債残高は、勇払東部国営事業、過疎債、災害復旧債などの地方債借入れにより、令和7年度の138億円がピークとなり、令和8年度以降は漸減を見込む

2 財政計画上の特殊要因

(1) 特殊要因

- ① 北海道胆振東部地震に係る各種災害復旧事業及び厚真町復旧・復興計画に基づく災害関連事業の執行
- ② 震災以降の職員定数増による人件費の増
- ③ 統合簡易水道事業に係る簡易水道事業の経営安定化に資する対応
- ④ 国営かんがい排水事業の厚真町負担分の支出
- ⑤ 過疎債・災害復旧債等の地方債元利償還金の負担増

(2) 特殊要因による財政負担の対応措置

- ① 歳出抑制の視点
 - ・ 物件費、補助費等の歳出経費の削減
 - ・ 普通建設事業の計画的な執行
- ② 歳入確保の視点
 - ・ 国・道支出金、補助金の有効活用
 - ・ 減債基金、その他目的基金の計画的な活用
 - ・ 地方債借入事業の精査

3 今後見込まれる普通建設事業

- 令和5年度 幌内左岸線、富里線道路整備事業
令和6年度 庁舎周辺等施設整備事業
胆振東部消防組合厚真消防庁舎整備事業
防災備蓄倉庫整備事業
令和7年度 勇払東部国営事業負担金
文化交流施設整備事業

4 公債費償還の影響

公債費償還額については、災害関連に要する災害復旧債などは40億円の借入れを見込み、その償還が開始する令和4年度から公債費比率は上昇を始め、復旧・復興計画に基づく事業の過疎債などと災害復旧債の償還が重なる令和11年度が償還額のピークとなり、実質公債費比率（3か年平均）のピークは令和7年度の17.3%と見込んでいます。その後、災害復旧債の償還完了などにより償還額は令和12年度以降漸減となります。

財政計画では、元利償還額の上昇を見越して積み上げた、減債基金を令和12年度までに約21億円を繰入（基金取り崩し）し、一部を繰上償還することで公債費の償還増に伴う一般財源への影響を緩和し、財政運営の安定化を図ります。